日本で住民票に記載されていた最終住所	

日本国憲法の改正手続に関する法律第36条の規定により、必要書類を添え、在外投票人名簿の登録を申請します。

何年何月何日

都（道府県）郡（市）(区）町（村）

選挙管理委員会委員長　あて

注　意

1　「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。

2　「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3　「性別」欄は、いずれかの該当する□にレをつけてください。

4　「住所（外国語表記）」欄及び「住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

5　「住所（カタカナ表記）」欄は、住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。

6　投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。

7　申請後において投票用紙等の送付先を変更する場合には、住所を管轄する在外公館まで届け出る必要があります。

8　「経由領事官の名称（申請先）」欄は、この申請書を提出する領事官の名称を書き、該当する□にレをつけてください。また、出張駐在官事務所である場合には、併せてその名称を書いてください。

9　「最終住所地から転出した年月日（外国への出国日等）」欄は、実際に最終住所地から転出した年月日を書いてください。正確に記憶していない場合は、おおよその時期（何年何月頃）を書いてください。

10　「左の転出に係る住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）」欄は、住民基本台帳法第24条に基づき転出者に義務づけられている届出（転出届）を行った場合は、□にレをつけてください。なお、当該届出を行っていない場合は、在外投票人名簿に登録されないことがありますので、御注意ください。

11　「日本で住民票に記載されていた最終住所」欄は、平成６年（1994年）５月１日以降において、日本国内で住民票に記載されていた最終住所を書いてください。なお、平成６年４月30日以前に最終住所地から転出された方は、本籍地に登録されますので書く必要はありません。

12　申請の宛先となる選挙管理委員会委員長は、次のとおりです。

(1)　平成６年５月１日以降に転出された方　最終住所地の選挙管理委員会委員長

(2)　平成６年４月30日以前に転出された方　本籍地の選挙管理委員会委員長